

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東光学園の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(役員報酬)

第4条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて委員会に出席などの業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

3 専任役員報酬と併せ、役員報酬の年額を900万円未満とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第7条 外部の学識経験者等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために委員会に出席などの業務にあたった場合は、この規定を準用する。

(適用除外)

第8条 当法人の施設職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2013年(平成25年)2月1日より適用する。
- 2 この規程は、2014年(平成26年)11月29日に改正。
- 3 この規程は、2017年(平成29年)3月27日に改正。
- 4 この規程は、2017年(平成29年)6月26日定時評議員会にて承認。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償
理事会出席報酬等	3,341円	実費が報酬を超える場合は実費

別表2

名 称	報 酬	実費弁償
理事業務報酬等	11,137円	実費が報酬を超える場合は実費
監事監査指導報酬等	22,274円	実費が報酬を超える場合は実費

別表3

(出張旅費)

交 通 費	宿 泊 費 一 日	報 酬 1 日	そ の 他
実 費	実 費	4,000円	実 費

※新制度定款により、平成29年定時評議員会により承認後、遡り平成29年4月1日より適用することとした。

専任理事報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東光学園の専任役員の報酬に関する事項を定めるものである。

(専任役員)

第2条 この規程に定める専任役員とは、法人の理事であつて、理事会及び各種委員会出席以外に、理事会の決議に基づいて、法人及び施設の運営のために理事長または特定業務担当理事としてその業務に当たる者をいう。

(専任役員報酬)

第3条 専任役員報酬は、勤務の状況及び職務の内容を勘案して理事会が決定する。

2 専任役員報酬の基本月額は、東光学園給与規程の「給与表」(別表第1) A (施設長)及び管理職手当A (施設長・本俸 20%) を準用する。

3 支給額は年俸制とし、月割で支給できるものとする。ただし、年度途中で退任した場合は、退任月までとする。

4 専任役員の通勤交通費は、その勤務の実態に応じ、適正な手段の実費を支給する。ただし、その額は非課税限度内とする。

(兼務理事の報酬)

第4条 職員が理事長または特定業務担当理事を兼務する場合は、給与規則を適用し、専任役員報酬は、支給しない。

(報酬からの控除)

第5条 専任役員報酬から控除されるものは、所得税及び住民税とする。

(出 張)

第6条 専任役員の出張旅費及び出張に伴う諸経費は、出張終了後実費を請求することができる。

(福利厚生)

第7条 週に4回以上勤務する専任役員の福利厚生については、就業規則を準用する。

(災害補償)

第8条 専任役員が当法人業務上負傷又は罹病した場合、職員災害補償に準じて補償を行うものとする。

(退任慰労金)

第9条 専任役員が退任した場合には、理事会及び評議員会の決議により、退任慰労金を支給することができる。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2013年(平成25年)2月1日より施行する。

この規程は、2017年(平成29年)6月26日定時評議員会にて平成29年4月1日に遡り承認される。

(注) 第3条に定める業務報酬算定については、東光学園給与規定の「給与表」(別表第1) A(施設長)32号及び管理職手当A(施設長・本俸の20%)を加えた額を基本月額とし、この基本月額の12ヶ月分と当該年度の賞与予定額を合計した額を年俸支給額の限度として算定する。理事会及び評議員会は、この限度算定額を上限として、勤務の状況及び職務の内容を勘案して、当該専任役員の業務報酬額を決定する。

評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東光学園の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて委員会に出席などの業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第5条 外部の学識経験者等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために委員会に出席などの業務にあたった場合は、この規定を準用する。

(改 正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2013年（平成25年）2月1日より適用する。
- 2 この規程は、2014年（平成26年）11月29日に改正。
- 3 この規程は、2017年（平成29年）3月27日に改正。
- 4 この規程は、2017年（平成29年）6月26日定時評議員会にて承認。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償
評議員会出席報酬等	3,341円	実費が報酬を超える場合は実費

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償
評議員業務報酬等	11,137円	実費が報酬を超える場合は実費

別表 3

（出張旅費）

交 通 費	宿 泊 費 一 日	報 酬 1 日	そ の 他
実 費	実 費	4,000円	実 費

※新制度定款により、平成29年定時評議員会により承認後、遡り平成29年4月1日より適用することとした。